



Title	書評 : 西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』
Author(s)	内海, 愛子
Citation	日本学報. 2015, 34, p. 201-208
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/51382
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

書評：西松安野友好基金運営委員会編 『西松安野友好基金和解事業報告書』

内海愛子

本書は戦時期に西松組が工事を請けおった安野発電所の建設に連行された中国人と西松建設との間で成立した、和解と和解事業に関する『報告書』である。和解にいたる過程、和解についての提言、そして被害者証言と被害者全員のプロフィールが収録されている。なぜ、西松安野と被害者との間で和解が成立したのか。その詳細な報告は、いまなお「和解」「謝罪」をもとめて運動している被害者と支援者に多くの示唆を与える。だが、本書は市販されていないので、初めに『報告書』の内容を紹介しておきたい。

『報告書』は中国語と日本語の二言語でまとめられている。おそらく中国語版と日本語版を別々に刊行することも検討されたのだろう。だがあえて二言語で一冊の『報告書』として刊行したところに、編集者たちのこだわりを感じる。中日・日中友好の実をこうした形でも表現したかったのではないだろうか。それだけに一冊が重い。

『報告書』は五部構成になっている。内田雅敏西松安野友好基金運営委員会委員長の「『受難之碑』をいつか『友好之碑』に」のあいさつ文から始まり、「和解事業を終えて」「和解成立までの経緯」「和解事業」「安野に連行された人びと」「資料」の五部構成である。終わりに足立修一弁護士の「20年あまりかかわってきて」、天津外国語大学学長の「輝く歴史的瞬間」の一文が全体を締めくくっている。

日中の共同作業による『報告書』づくりを担ったのは、被害者の調査から裁判そして和解への道を支えてきた中国と日本の研究者・支援者一曲啓傑、張振倫、劉宝辰、杉原達、川原洋子一である。共に研究、調査、運動を担ってきた人たちの手による、細かい目配りを感じさせる『報告書』である。なお、評者は劉宝辰さんとは1990年11月8日北京で開かれた花岡受難者の証言集会や同年11月の保定での聞き取りでお目にかかった。それから四半世紀、この間、劉さんは中国各地に強制連行の受難者をたずね歩き、話を聞きとってきた。その歩みが被害者証言の随所で語られている。日本では杉原さんたちが強制連行の資料を発掘し研究を続けてきた。こうした中国と日本の研究者の長年にわたる研究が『報告書』に凝縮されている。

編集方針は「一人ひとりの経歴を記録として残すこと」だという。受難を具体的に語り伝えていく上にはこの「一人ひとり」の記録が重要である。強制連行を考える時に被害者

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

一人ひとりの顔をどこまで思い描けるのか。その怒りや悲しみや絶望にどこまで想像力が及ぶのか。歴史の一項目としての知識だけでなく、後の世代がそこに生きた人びとの苦難を追体験し、強制連行の歴史を具体的に自分に引き寄せて考えることができるようになること、それが歴史の事実を手渡すことではないのか。そう考えている評者は、「一人ひとり」にこだわった『報告書』に収録された証言から多くのことを教えられ、その訴えに心を動かされた。

内田雅敏委員長は「歴史的事実の認識と承認こそ、和解を成り立たせる土台に他ならない」（5頁）と述べている。本『報告書』はこの「事実」の掘り起こしと記録にかかわった研究者、調査者たちによってまとめられたものである。それは内田のいう「[和解]は和解の成立によって終わるのではなく、和解事業の遂行を通じてその内容をより豊かにすることが可能であり、終わることのない、永続的な日中友好運動である」との思いを具現したものでもあるだろう。

2009年10月23日、受難者と西松との間に和解が成立した。和解の骨子は次の3点である。

1. 歴史的事実と歴史的責任を認めて、謝罪すること。
2. その事実に対して和解金を支払うこと。
3. 後世への教育の為に記念碑を建立し被害者を招いて追悼の集いを開催すること。

和解によって支払われた補償金は、4か所の労働現場にいた被害者360人（死者29人）のうち271人を探し出した後、248人に手渡している。広大な中国で住所・地名や名前から被害者を探し出す作業は被害者側、具体的には中国の研究者劉宝振、王彦玲、曲啓傑、張振侖たちや被害者の家族・遺族が行っている。『報告書』には簡単にしか触れられていないが、この作業こそが「和解」のスタートラインであろう。聞き取りで初めて口を開いた被害者がいる。思い出すのも辛すぎるなかで過去を封印してきた被害者の中には、話すことでようやく「過去」に向き合うことができるようになったと話している人もいる。そうした被害者の「変革」があり、加害企業がこれらの歴史的事実を認め受け入れた結果が「和解条項」である。

ここで思い出されるのは戦争中に強制収容された日系人への補償時のアメリカ政府の姿勢である。1990年からアメリカは大統領の謝罪の手紙をつけて一人2万ドルの賠償支払いを開始した。この時、過ちを犯したのはアメリカ政府であるから、補償の対象となる人を探す責任は、政府に追わされている。現在、どこの国籍を取り、どこに住んでいても補償されると、政府が自ら被害者を探し出そうとした。日本でもアメリカ大使館、領事館などが説明会を開いていた。「被害者を自らの責任で探し出す」——ここに責任を果たそうとするアメリカ政府の姿勢を見る。

被害の歴史的背景が異なるので一概に比較することは出来ないが、日本では政府の頑な

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

過去清算の拒絶が「和解」をこじらせてきた。その中で西松建設がなぜ、被害者との和解を成立させ、今日まで追悼会を続けてこられたのだろうか。『報告書』に西松建設の代理人である高野康彦弁護士が「和解事業終了に際して」の一文を寄せている。この中で「和解は紛争を終結させたに過ぎません」と、和解後の「西松安野友好基金運営委員会」の役割を高く評価している。そこに同氏も参加していたことを控えめな言葉で語っている。実際に西松の代理人である高野弁護士は運営委員会の一員として調査に加わり、被害者と交流を行ってきた。「被害者を探し出す」責任の一端を担い、被害者との交流に示した高野弁護士らの態度を通して、被害者が西松の「和解」を実感として受け取ったのであろう。「和解」の形は多様であるが、西松のこの姿勢は戦後補償の解決に取り組んでいる加害企業に大きな示唆を与えている。

〔第1部 和解事業を終えて〕

第1部では、「他国で非人間的な屈辱を経験」し「尊厳と公理のために闘い」「奇跡を生んだと自信をもって言える」と話す邵義誠受難者代表、西松側の代理人高野康彦弁護士、和解金の受託団体となった自由人権協会監事古本晴英弁護士、石碑に碑文を揮毫した善福寺の住職藤井慧心が、和解への思いと今後の事業について述べている。

「和解条項」は西松建設が強制連行の事実を認めて謝罪する文言から始まる。「条項」に基づき360人分の2億5000万円が支払われ、248人に補償金の支払いを行っている。名前、住所・地名を頼りにこれだけの受難者を探し出したことは、「西松安野友好基金運営委員会」の決定を受けた中国側のメンバーの調査と日本人支援者の努力によって可能になったことはいうまでもない。すでに言及したように、この被害者調査を決めた「運営委員会」には西松建設の高野代理人なども参加しており、被害者と加害企業とが協力した調査だった。

〔第2部 和解成立までの経緯〕

第2部は「Ⅰ. 中国人強制連行歴史の事実」「Ⅱ. 実態解明、補償交渉、裁判そして和解へ」「Ⅲ. 中国人強制連行・強制労働の実態——原告および証人の声」の三部構成になっている。

1942年の閣議決定で135か所の事業場に中国人の動員が決まった。厚生省は西松に300人の動員を認可した。1944年4月、西松は労務係を中国に派遣した。済南市の収容所「新華院」から連行された中国人は100人ずつ3中隊に編成された。国民党軍の上尉や少尉などが大隊長、中隊長を務めた。途中、逃亡などで297人に減少している。4番目の中隊には西松が独自に集めた認可外の63人がいる。これら連行された中国人は捕虜や拉致され

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

た農民、商人などだった。

1944年7月29日、360人が青島港から出港し、8月5日に下関港に着き安野に到着した。日本発送電が建設する発電所の工事を請け負った西松組での労働である。安野では1944年5月にすでに工事が始まっていた。工事は戦後も続けられ46年末に完成している。吉ヶ瀬発電所の工事が完成した後、工事を担当した西松組監督・職員、朝鮮人労働者がそのまま安野に移ってきていた。朝鮮人は技術を身に着けたものが多かったとの証言がある。中国人は導水トンネル約8キロの堀口11か所のうち6か所で労働した。日本人監督—日本人・朝鮮人の現場監督—中国人というヒエラルキーがあり、現場では日常的に中国人に対する暴行が加えられたという。こうした構造に加えてさらに中国人同士を分断して差別する支配構造もあった。西松組が戦後、外務省に提出した報告書によると、その中で4回21人が逃亡し捕まっている。1年間に112人が負傷し、269人が病気、29人が死亡（原爆死5人を含む）するという苛酷な現場だった。彼らの中に被爆した人がいる。その中に破壊工作をでっち上げられて、国防保安法違反で広島刑務所に収監されていた八路軍の兵士がいた。この兵士は、解放後、独自に帰国している。

大隊長・3班長殴打致死事件も起きている。1945年7月13日、大隊長・3班長が殴打され死亡した事件である。中国人が中国人を殴って死亡させたのである。日本側は華人の使用にあたって、日系指導員・華系責任者を通して作業に関する命令を発することとし、「華人労務者に対する直接の命令は厳に之を慎むこと」（1944年2月の移入にあたり次官会議で使用条件を詳細に検討）、このような方針だった。事件は中国人に中国人を支配・管理させるという日本の管理政策の中で起ったのである。

敗戦後の1945年11月24日、連合国軍の指令により317人が呉市の連合国軍駐屯地に移動した。27日、臨時列車で長崎県佐世保市の南風崎に向かい、29日に出港し塘沽に着いた。中には、帰国後、天津の北洋大学に連れて行かれ、国民党軍の兵士になるように強要されて、兵士になった人もいた。1949年に国民党軍が台湾に撤退すると、一緒に台湾に行った人もいた。

連行や労働の苦しみの証言はこれまでも一部、記録されてきたが、本書には残された家族の苦難、帰国後の受難も収録されている。その中には日本へ連行されたために、文化大革命などの政治運動の中で「日本のスパイ」「裏切り者」と批判されたとの二重の苦難の証言もある。

強制連行された中国人犠牲者の遺骨の送還は、1953年天津への送還からはじまっていたが、安野の26人の遺骨は1958年、第8次として天津に送還された。現在は、天津市烈士陵园内の在日殉難烈士・劳工纪念馆に日本で死亡した約2300人の遺骨と共にここに納められている。

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

II. 実態解明、補償交渉、裁判そして和解へ

「実態解明」の項の記述によると、裁判への道のりはつぎのようになっている。

- 1992年1月 被害者の「手記」が届き、日本から支援者たちが訪申し聞き取りを始める。
- 1992-96年調査 劉宝辰さんたちの調査で69人と遺族96家族を探し出す。
- 1993年 「三項目要求」を西松側に出すが、西松側は「国策だった」「日中共同声明で解決済み」と、要求を撥ねつけた。
- 1995年8月15日 被害者が「安野受難労工聯誼会」を結成する。
- 1998年1月 360人を代表して3人+遺族2人が西松を提訴する。
- 2002年7月 広島地裁、西松の不法行為と安全配慮義務違反は認めたが、時効で訴えをしりぞけた。原告は控訴する。
- 2003年7月 広島高裁、和解を勧告。西松は強制連行の事実を認めなかった。
- 2004年2月 和解協議は決裂したが、7月、原告が逆転勝訴し西松に賠償を命じる。
- 2007年3月 最高裁で原告が意見陳述。4月、原告が逆転敗訴したが、判決は被害者救済に向けての努力をするよう付言した。西松側は交渉に応じなかった。
- 2008年 西松建設、献金問題の不祥事で会社の人事を刷新する。
- 2009年6月 西松、付言にしたがって問題を解決すると公式に表明し、補償交渉がはじまる。

和解にいたる道のりは容易ではなかった。20年以上におよぶ運動の過程で、被害者たちはそれぞれの被害と苦しい胸中を語ってきた。『報告書』に収録されている2人の証言を紹介しておきたい。

呂学文さんは軍需物資供給所で仕事していたが、捕まって収容されたのが横書き表札の「新華院」、縦書き表札「華北新生訓練所」がかかっている建物だった。新華院では国民党の捕虜だった人が班長で、おそらく1000人以上がいた。18人で班を形成し、1か月の訓練をうけ、300人で1大隊を作った。青島の大港から安野へ連行されたが、その旅程が具体的に記されている。到着した安野の収容所の記憶も記録している。

食事は1日3回、マントウ1個、衣服の支給はなかった。暖房なし、靴の支給もなく裸足だった。トロッコを押し、セメント袋を担ぎ上げるといふ重労働を12時間2交代でやっていたが、仕事中に侮辱されたり暴行を受けたりした。

1993年8月に西松建設中国支社に3項目を要求したが西松は「国策だった」、「賃金も支払った」と回答した。これに怒り、抗議し、1995年8月15日に聯誼会を結成した。

宋継堯さんは16歳で国民党軍の遊撃隊に参加して、捕虜になった。100人ぐらいが一緒に捕虜になったが、傀儡軍が名前や住所などを聞いていた。済南へ送られた。捕虜100人

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

の外に八路軍もいた。傀儡軍が警備していた。安野へ送られる前に血液・便・視力検査を受けた。

邵義誠さん、楊世斗さん、曲訓先さん、潘洪元さんたちの証言も収録されている。

「第3部 和解事業」

基金運営委員会の活動

調査・認定・補償基金支給と調査員の感想

記念碑の建立——記念碑建立の経緯と意義

訪日団の活動

写真で見る訪日団の活動

寄稿 元広島高裁の判事鈴木敏之

会計報告 和解金の使途を明確にするために会計報告を収録。

この第3部は基金運営についての活動報告であり、記録写真も多く収録されており、「和解」に取り組んでいる他の支援者たちに示唆することが多い。

「第4部 安野に連行された人びと」

連行された248人一人ひとりについて、連行された時につけられた番号、名前、生年、1944年当時の住所、没年、写真、証言の記録である。ここに「安野に連行された人びと」すなわち被害者の略歴が掲載されている。略歴を見ていくと一つの特徴が見えてくる。西松に連行された中国人のうち約139人が日本軍と闘って捕虜になった元兵士だった。（「約」と表記したのは証言の記述があいまいで日本軍とどこでどのように戦って捕虜になったのか、その時の身分、所属部隊などははっきりしないものもあるため、大まかな傾向を示す数としてあげた。）

受難者の中に国民党軍の兵士が多い。この他、遊撃隊の隊員、ゲリラ、八路軍の兵士、戦闘員、武装工作隊、通信員、軍閥部隊の少年兵、華北抗日民兵隊の副連隊長、華北抗日自警団の兵士、匪賊ゲリラ部隊の兵士、少年兵、保安隊の兵士、県の治安軍、民兵、農民武装抗日遊撃隊の隊員だったとの証言もある。これら捕虜の多様性こそ日本軍が中国で誰と闘ったのか、中国戦線での複雑な戦いの様相を物語っている。248人のうち139人が日本軍の「捕虜」だった。安野の中国人労働者の過半数は、兵士として訓練され日本軍とたたかった人たちである。

日本に連行された中国人は捕虜か「労務者」か、この問題は戦後も問題となっている。日本は八路軍兵士や抗日ゲリラなどの戦闘員だけでなく国民党軍の兵士も捕虜と見なしていない。日本は中国に宣戦布告をしていない。宣戦布告なき戦争を「事変」と位置付けていたのである。そのため俘虜情報局も設置しなかった。捕虜の取り扱いに関する1929年

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

のジュネーブ条約（批准していないが「準用」を連合国に回答）で義務づけられている俘虜収容所も開設しなかった。中国人捕虜を「捕虜」と見なさなかったことは、極東国際軍事裁判の法廷で武藤章も証言している。

敗戦後、中華民国政府は日本に連行された華人を「捕虜」と認めるように交渉しているが、日本政府は認めようとしなかった。連行された中国人たち自身が、敗戦直後、捕虜としての待遇を求める強い要求を出して企業と交渉している。日本港運業会七尾華工管理事務所では、中国人たちが「俘虜たる身分の確認、損害補償」を求めて闘争している。全警察が動員され、中国人42人が米軍第六憲兵隊に検束された。小樽でも捕虜の待遇ならびに本人・家族の損害賠償を要求して闘争している。また占領軍である米軍が中国人に「荷役出勤依頼」をしたが、これに対しても自分たちは捕虜であると、出勤を拒絶している。連行された中国人が、終戦後、最も強く要望したのは「俘虜軍人」としての待遇だった。安野では西松との間でこのような闘争があったとの証言は記録されていないが、過半数が元捕虜であったことを考えると同様な主張はあったのではないだろう。

中華民国政府も中国人「華工」は捕虜であると主張していた。1945年9月末頃から外務省と連合国軍総司令部中国代表との間で交渉がおこなわれ、同年10月下旬には「戦俘処理団」（団長・李華英陸軍中將）を日本に派遣している。日本と「汪政府」の間の協約を認めなかったのである。そして、日本側に元捕虜の調査を要求し、陸軍が提出した「正式捕虜」58人（日本が捕虜とみとめた者で俘虜収容所に収容された軍政の捕虜）の書類をほとんど相手にしなかった。そして、「処理団」は自ら、日立や七尾の中国人について調査をおこない、2割前後の重慶軍俘虜が存在する旨を主張した。日本側は、かれらは「華労」であるとの態度を堅持していたが、中国側の調査要求に基づいて、内務省が「華労中俘虜たりしもの」の調査にあたっている。そして陸軍省軍務局軍務課の意見として、連行した中国人を華労として対処してきたが、この方針に急きょ、検討を加えて、米側及中国側に対する折衝の具体的措置、これによって生起する政治問題に関し責任ある対策を決定することが必要であると表明はした。だが、双方の意見は対立したままに終始した。

このように連行された中国人は捕虜なのか。国民党軍の兵士だけでなく、八路軍兵士やゲリラ、民兵、遊撃隊員も捕虜として、ジュネーブ条約の適用の対象になるのか。何よりも日本軍は誰と戦ったのか。被害者証言は抗日がいかに中国民衆のあいだに根差していたものなのか、その広がりや深まりを私たちに教えている。日中戦争を戦史や資料などから調査研究することが重要な言うまでもないが、強制連行の被害者証言は民衆に根差した抗日の実態を知る重要な手がかりをあたえてくれる。戦後、中国人強制連行の戦争裁判は米第八軍の横浜法廷で2件（花岡事件、大阪築港事件）が行われたにすぎない。

日本語だけで245頁におよぶ『報告書』に記録された和解の過程、被害者の証言は、歴

書評：西松安野友好基金運営委員会編『西松安野友好基金和解事業報告書』（内海愛子）

史を後世に伝えるためにも、多くの人が手に取れるような形で刊行されることを期待したい。

（うつみ あいこ 大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター特任教授）